令和元年度　第３回北海道私立学校審議会 議事録

1　日　　時　令和２年２月13日（木）13:30~14:37

2　場　　所　道庁本庁舎７階　共用B会議室

3　委員定数　15名

4　出席委員　１５名

（大西正宏委員、大西修夫委員、相馬真吾委員、小倉悦子委員、佐藤みゆき委員、須藤美紀子委員、守本朝美委員、布川耕吉委員、小泉佳子委員、浅井卓委員、齊藤茂子委員、本間裕邦委員、苫米地司委員、中村健治委員、前田賢次委員）

5　議題

（１）私立小学校の設置計画について　（1件)

（２）私立高等学校（広域通信制課程）の学則変更認可について　（3件）

（３）私立幼稚園の定員減認可について　（10件)

（４）私立幼稚園の廃止認可について　（14件)

（５）専修学校の設置計画について　（1件)

6　議事概要

本間会長が議長となり審議会運営規則第５条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に大西（正）委員及び苫米地委員を指名した。

審議に先立って、事務局から前回答申の処理状況について資料１に基づき説明し、その後、諮問事項（資料２）の審議を行った。議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立小学校の設置計画について

（仮称）札幌インターナショナル小学校の設置計画について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の１ページをご覧ください。諮問番号第2124号（1）私立小学校の設置計画につきまして、説明させていただきます。

この案件は、学校法人札幌インターナショナルが、小学校を令和３年４月１日から設置しようとする計画です。

学校の名称は、まだ正式に決定していないため、仮称となっておりますが、「札幌インターナショナル小学校」を予定しております。

所在地は札幌市豊平区西岡１条７丁目２０５番３であり、現在、札幌大学研修センターである施設を活用し、必要な改修を行った上で、校舎等とする予定であります。

目的については、「確かな学力」、「真の国際性」、「豊かな人間力とコミュニケーション能力」、「高い倫理観と自立心」を持った人材を育成することとしております。

本小学校は、立命館慶祥中・高等学校との連携を予定しており、本連携による小学校から大学・院までの一貫した教育の実現を目指します。開校は令和３年４月１日を予定しており、収容定員は、１学年５０人、計３００名、学級数は、１学年２学級、計１２学級となっております。

教職員は、校長１名、教頭及び教諭等を合わせ２０人、事務職員３名の計２４名を配置することとしており、教職員数等について、基準を満たしています。

次に、運動場及び校舎の面積は８及び９に記載のとおりであり、基準を満たしています。必要な校具、教具も整備されることとなっております。経費及び維持方法については、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとなっております。

計画の内容は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○議　長　　ただ今の事務局の説明に対して、ご質問やご意見等ございますか。

○委員A　　ただいまの説明の中で、立命館慶祥中・高等学校との連携というお話があったんですが、入学その他、小学校修了時の連携はどのような形になっているのでしょうか。

○事務局　　立命館慶祥中・高等学校との連携については、本小学校を卒業した後、基本的にはそのまま立命館慶祥中学校に進学できるというふうに聞いています。

○委員A　　その場合、立命館慶祥中学校の募集定員は減らして、募集をかけるということでしょうか。

○事務局　　そのようになると聞いております。

○委員B　　入学するにあたって、選抜試験はあるのでしょうか。

○事務局　　選抜試験は実施すると聞いております。

○委員C　　インターナショナルという名前がついていますが、授業の内容は通常の小学校とどう違うのでしょうか。

○事務局　　授業内容につきましては、小学校の学習指導要領に基づいて、通常の小学校と同じ教育を行うことになるのですが、教育内容としては、国際教育を目指しているため、インターナショナルという名前をつけていると聞いております。

○議　長　　具体的にはわかっていないのでしょうか。

○事務局　　詳しい内容につきましては、まだ定かではないので、目的にある国際性等を持った人材の育成を目指した教育内容を組んでいく形になります。

○委員D　　札幌インターナショナル小学校という名前が予定されているようですが、既存のインターナショナル幼稚園との連携などもあるのでしょうか。

○事務局　　学校法人が別で、そちらとは関係がないので、連携等はありません。

○委員E　　校舎については、新たに設置する形になるのでしょうか。

○事務局　　現在の札幌大学研修センターを内部改修して利用するので、新築という形ではありません。

（他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（２）私立高等学校（広域通信制課程）の学則変更認可について

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可、クラーク記念国際高等学校の通信教育を行う区域の変更等に係る学則変更認可及び北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の２ページをご覧ください。諮問番号第2124号（2）星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可につきまして、ご説明します。

この案件は、学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校が、生徒の利便性向上、きめ細やかな指導を行うため、面接指導等実施施設の追加、移転、及び教育課程表の改訂を行おうとするものです。

変更の時期は、令和２年４月１日を予定しております。

変更の内容について説明させていただく前に、高等学校通信制課程について、資料に基づいて、説明させていただきます。

別紙１の面接指導等実施施設の補足資料をご覧ください。資料の上部に記載しておりますが、通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導への参加、及び学力試験により、所定の単位が認定されると卒業が認められるものです。

面接指導等の教育は基本的には、資料の中央にある本校で実施しますが、本校以外においても、協力校、他の学校等の施設を利用して、実施校の教員が面接指導、試験を実施することが認められています。

具体的にどのような施設が利用できるかについてご説明いたします。

本校の左に記載している「協力校」は、「協力校」という位置付けで他の高等学校の校舎等を利用して実施校の教員が面接指導、試験を実施することが認められています。

また、高等学校以外では、資料の右側の「他の学校等」として、大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設等の校舎等を利用して実施校の教員が面接指導、試験を実施することが認められています。

その他、資料の本校の下の学習センターについては、「高等学校通信教育ガイドライン」において、実施校の教員が面接指導、試験を実施することを認めているところです。

資料の項目７「変更の内容」について、説明させていただきます。

（１）面接指導等実施施設の追加等についてです。

アの施設の追加ですが、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場として、５の施設を追加しようとするものです。

追加する施設は、「ア」にあるとおり

・青森県のS.S.K.情報ビジネス専門学校など　専修学校　２校

・富山県の星槎富山キャンパスなど　指定技能教育施設　２施設

・山梨県の甲府学習センターの学習センター　１センターです。

追加する面接指導等実施施設の周辺環境、施設設備等について、まず、①から④の施設については、専修学校又は指定技能教育施設であり、先程の別紙資料で説明しましたとおり、「他の学校等」として校舎等の利用が認められている施設となります。

所在都府県の知事が認可した専修学校、所在都府県の教育委員会教育長が指定した指定技能教育施設については、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

次に、⑤甲府学習センターについては、先程の別紙資料で説明しましたとおり、「高等学校通信教育ガイドライン」において、面接指導等を実施することが認められている施設ですが、所在都府県の認可や指定を受けている施設ではないことから、高等学校教育を実施するにあたって適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を行っております。

１月15日に事務局職員２名で現地に訪れ、学校関係者からの説明を受け、施設・設備の整備状況並びに

周辺環境について確認したところ、面接指導等実施施設として適切であると判断されます。

次に、イの施設の移転についてです。

千葉県教育委員会から指定を受けた指定技能教育施設である①柏高等技術学園が老朽化のため移転することに伴い、変更するものです。

関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

次に②大阪学習センターは、施設の老朽化や建物の構造から防災・防犯上の問題を解消するため移転するものです。

高等学校教育を実施するのに適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を行っております。

１月14日に事務局職員２名で現地に訪れ、学校関係者からの説明を受け、施設・設備の整備状況並びに周辺環境について確認して参りました。

一部教具について運び入れを控えているものや未整備のものがありましたが、学習センターが開設される４月１日までに必要な教室や校具・教具等が申請どおり整備されるよう準備していることを確認できており、面接指導等実施施設として適切であると判断されます。

次に、（２）教育課程表の改訂ですが、多様な学習ニーズに応じた教育内容の充実を図り、意欲的に学ぶ姿勢を作るため、学校設定科目として記載の科目を追加するものです。

続きまして、資料の３ページをご覧ください。諮問番号第2124号（3）クラーク記念国際高等学校の通信教育を行う区域の変更等に係る学則変更認可について、ご説明します。

この案件は、学校法人創志学園が設置するクラーク記念国際高等学校が生徒の多様な選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため、通信教育を行う区域の変更、面接指導等実施施設の追加・削除・変更及び教育課程表の改訂等を行おうとするものです。

変更の時期は、令和２年４月１日を予定しております。

資料の項目７「変更の内容」をご覧ください。

まず（１）通信教育を行う区域の変更です。

現在、クラーク記念国際高等学校の教育区域は、全国で41都道府県となっておりますが、より多くの教育的ニーズに応えるため、新たに、和歌山県を教育区域としようとするものです。

道の審査基準では、「他の都府県を教育区域に加えようとする場合にあっては、当該都府県及び都府県教育委員会の意見を聴き、これを尊重するものであること」と規定しておりますことから、和歌山県及び和歌山県教育委員会に事前に意見照会を行い、「やむを得ない」との回答をいただいております。

続きまして、（２）面接指導等実施施設の追加等についてです。

この度、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場として、３の施設を追加しようとするものです。

追加する施設は、「ア」にありますとおり

・宮崎県の宮崎ペットワールド専門学校の専修学校　１校

・北海道旭川市のクラーク記念国際高等学校旭川学習センターなど

学習センター　２センター　です。

追加する面接指導等実施施設の周辺環境、施設設備等については、先程の別紙資料で説明しましたとおり、専修学校は所在都道府県の知事が認可した施設であり、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

次に、学習センターについてですが、②旭川学習センター、③新板橋学習センターにつきましては、高等学校教育を実施するのに適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を行っております。

旭川学習センターについては、11月１日に、新板橋学習センターについては、１月27日にいずれも事務局職員２名で現地に訪れ、学校関係者からの説明を受け、施設・設備の整備状況並びに周辺環境について確認して参りましたが、新板橋学習センターについては、内装が一部工事中であり、一部校具・教具について運び入れを控えているものがありましたが、これらについても、学習センターが開設される４月１日までに必要な教室や校具・教具等が申請どおり整備されるよう準備していることを確認できており、両センターとも現地調査を行った結果、面接指導等実施施設として適切であると判断されます。

次に、イの施設の削除についてです。

①クラーク高等学院豊田校及び②関西文化芸術学院は、閉校となるため削除するものです。

次に施設種別の変更についてです。

①クラーク高等学院横浜青葉校、②クラーク高等学院厚木校の２校については、「他の学校等」の「指定技能教育施設」として、面接指導等実施施設に認可しておりました。

「指定技能教育施設」の指定解除により、「指定技能教育施設」として施設を利用することができなくなりますが、生徒のニーズに対応するため、当該施設を引き続き面接指導等実施施設として使用することが必要なため、「学習センター」として、面接指導等を実施するものです。

同一施設を継続して使用することから、現地調査を省略しておりますが、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

資料の３ページの③アンファッションカレッジ、④桐華（とうか）家政専門学校、⑤大育（おおいく）高等専修学校については、これまで指定技能教育施設として指定されているほか、専修学校としても認可されている施設です。

「指定技能教育施設」の指定解除により、「指定技能教育施設」として施設を利用することができなくなりますが、生徒のニーズに対応するため、当該施設を引き続き面接指導等実施施設として使用することが必要なため、今後は、「専修学校」としての施設を利用して、面接指導等を実施するものです。

専修学校は、都道府県知事が認可した施設であり、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

次に、施設の名称の変更についてです。

総合技術工学院、タラ看護専門学校、タラ美容福祉専門学校については、所在都道府県の知事が専修学校として認可している施設で、それぞれ記載のとおり名称が変更されたため、学則記載の名称を変更するもの

です。

次に（３）学費の変更についてです。

選抜料については、これまで入試選抜は主に面接と作文を実施していたところですが、生徒の学習進度を反映した学習指導に努めることを目的とし、主要３教科である国語、数学、英語を入学試験に導入することから記載のとおり変更するものです。

施設・整備費について、ICT教育の推進に伴い、WEBを利用した動画配信において、動画素材の更新等により学習環境の充実を図ることを目的とし、記載のとおり変更するものです。

次に、（４）教育課程表の改訂です。

アにつきましては、「思考力・判断力・表現力」を育成することを目的として、記載のとおり追加するものです。

イにつきましては、「コミュニケーション能力・課題解決力・主体的に学習に取り組む態度」を学習し、eスポーツに関わる情報コンテンツの制作・運営に携わる者の育成を目的として、記載のとおり追加するものです。

なお、本案件のうち、教育区域の拡大について、学校教育法第５４条第３項の規定によりあらかじめ文部科学大臣に届け出る必要があり、本日の審議会でご了解いただけましたら、文部科学大臣に届出を行い、届出が受理された後に認可する手順となりますことを申し添えます。

続きまして、資料の４・５ページをご覧ください。諮問番号第2124号（4）北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

この案件は、学校法人恭敬学園が設置する北海道芸術高等学校が、生徒のニーズに応え、教育の質の向上や教育環境の整備を行うため面接指導等実施施設の変更及び教育課程表の改訂を行おうとするものです。

変更の時期は、令和２年４月１日を予定しております。

資料の項目７「変更の内容」をご覧ください。

（１）面接指導等実施施設の追加等についてです。

アの面接指導等実施施設の追加についてですが、生徒の面接指導等の利便性を図るため面接指導等の会場として宮城県の東北芸術高等専修学校を追加しようとするものです。東北芸術高等専修学校については、宮城県知事が認可した施設であり、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

イの面接指導等実施施設の削除についてですが、北海道芸術高等学院（仙台）の、指定技能教育施設の指定解除に伴い削除するものです。

ウの指定技能教育施設の削除についてですが、北海道芸術高校では、学則に技能連携を行う技能教育施設を記載していることから、この度、①北海道芸術高等学院（仙台）及び②北海道芸術高等学院（名古屋）との技能連携を解除することから削除するものです。

なお、技能連携とは、技能教育施設における学習を高校の教科の一部の履修とみなすことができる制度となります。

次に（２）教育課程表の改訂についてです。

アのコース名の変更についてですが、「総合進学コース」は、様々な進路を選ぶために教養を身に付けることを目的としているコースであることから、より分かりやすくするため「教養コース」に名称を変更するものです。

イの学校設定科目の内容変更について、現在のファッションや美容に沿った、より実践的な学びとするため、記載のとおり科目の統合、単位数の変更を行うものです。

ウのコースの新設についてですが、コミュニケーション能力や協調性を磨き、世界中の人々と交流できる国際的な社会性を培い、eスポーツに関わる分野、情報発信や制作に携わる者の育成を目的として、新たに「eスポーツコース」を設けることとし、記載のとおり学校設定科目を追加するものです。

学校設定科目及び学校設定教科につきましては、高等学校学習指導要領におきまして、「地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成することができるよう、名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとされ、各学校の判断で設けられるものであるとされていることを申し添えます。

説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○議　長　　ただ今の事務局の説明に対して、ご質問やご意見等ございますか。

○委員A　　星槎国際高等学校の「学校設定科目の追加」の欄の標準単位数が「２～４」となっていますが、３単位の場合もあるということですか。

○事務局　　生徒の選択によって２、３、４と選べると聞いております。

○委員A　　例えば卒業要件にこの科目が関わってくるとなると、２～４だと曖昧で、トラブルの原因になる可能性も考えられますが、問題ないのですか。

○事務局　　２単位以上の部分である３、４については卒業要件には含まれないため、問題ありません。

○委員B　　生徒数について資料に記載がないのですが、定員数というのはこの３校についてはないのですか。

○事務局　　収容定員については学校毎で定められていますが、今回収容定員の変更がないので、資料には記載していません。

○委員B　　収容定員自体はあるということなんですね。

○事務局　　あります。

（他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（３）私立幼稚園の定員減認可について

札幌あかしや幼稚園、天使幼稚園、千歳わかば幼稚園、第２わかば幼稚園、砂川天使幼稚園、上磯立正幼稚園、留萌聖園幼稚園、帯広東幼稚園、みはらフレンドようちえん及び幼稚園型認定こども園釧路めぐみ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の６ページから８ページまでをご覧ください。諮問番号第２１２４号（５）から（１４）の１０件の幼稚園の収容定員の減に係る園則変更の案件についてご説明します。

道では、幼稚園の収容定員の適正化を図るため、恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園を設置する学校法人に対し、適正定員の検討について依頼しているところです。

定員減に係る園則変更認可につきましては、昨年11月の私立学校審議会でご審議いただいたところですが、その後、10件の申請がありました。

いずれの幼稚園も変更の理由につきましては、地域における入園希望の幼児数の減少のため、となっております。

また、すべての幼稚園において、これまで適正な運営がなされており、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たしていること、また、過去の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考えております。

なお、今回の定員減に対する影響についてでありますが、申請のあった幼稚園が所在する７市１町のそれぞれの私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっております。

変更の時期につきましては、令和２年４月１日となっております。

以上、諮問番号第２１２４号（５）から（１４）までを一括して説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（４）私立幼稚園の廃止認可について

栄光幼稚園、平岸幼稚園、大麻藤幼稚園、由仁幼稚園、認定こども園いなほ幼稚園、苫小牧マーガレット幼稚園、龍谷幼稚園、江差幼稚園、遠軽幼稚園、北見幼稚園、睦の園幼稚園、三笠藤幼稚園、大谷さかえ幼稚園及び白糠二葉幼稚園の廃止認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の９ページから１２ページまでをご覧ください。諮問番号第２１２４号（１５）から（２８）までの計１４件の私立幼稚園の廃止認可についてご説明します。

まず、（１５）から（２５）までの１１件についてご説明いたします。

幼稚園が、子ども子育て支援新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合には、幼保連携型認定こども園の設置認可と、学校教育法第４条第１項で定める幼稚園の廃止認可の両方が必要となりますが、（１５）から（２５）までの１１件については、本年４月から幼保連携型認定こども園に移行するため、設置者である学校法人から幼稚園廃止の認可申請があったものです。

在園児や教職員、指導要録等については、そのまま移行後の認定こども園に引き継がれることとなっております。

廃止の時期は令和２年３月３１日としておりますが、今回の廃止は、認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止であるため、廃止認可の条件として、資料の１０番に記載しておりますが、「幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること」の条件を付しております。

なお、本日時点で、設置認可がされない園があるとの情報はありませんが、念のため条件を付しております。

続きまして、（２６）から（２８）の廃止認可についてご説明いたします。

まず、（２６）の「学校法人北海道カトリック学園」が三笠市に設置しております「三笠藤幼稚園」についてですが、こちらの幼稚園は、園児数の減少により、今後の健全な幼稚園運営が困難となったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況については、在園児５４名のうち１２名が３月に卒園し、４２名は市内に新設される幼保連携型認定こども園に転園することとなっており、教職員は、同学校法人が設置する他の幼稚園に異動することとなっております。

指導要録につきましては、設置者が保管することとしております。

次に（２７）の「学校法人旭川大谷学園」が旭川市に設置している「大谷さかえ幼稚園」についてですが、こちらの幼稚園も、園児数の減少により、平成３０年４月から休園しておりましたが、今後、幼稚園運営の再開は困難であると判断したことから、廃止の申請があったものです。

園児は平成３０年３月に全員が既に卒園しており、教職員も全員退職済みとなっております。

指導要録については、設置者が保管することとしております。

次に（２８）の「学校法人昭信学園」が白糠町に設置している「白糠二葉幼稚園」についてですが、こちらの幼稚園も園児数の減少により、廃止申請があったものです。

園児の状況については、在園児１４名のうち２名が３月に卒園し、１２名は町内に同学校法人が新設する公私連携幼保連携型認定こども園に転園することとなっております。

公私連携幼保連携型認定こども園ですが、市町村が、幼保連携型認定こども園を整備する際に、学校法人や社会福祉法人等を設置者として指定し、必要な施設や設備の貸し付けや譲渡を行うなどの協力の下運営される幼保連携型認定こども園です。

教職員につきましても、この新たに設置する認定こども園へ異動することとなっております。

指導要録につきましては、設置者が保管することとしております。

廃止の時期については、いずれも令和２年３月３１日となっております。

以上、諮問番号第２１２４号（１５）から（２８）までを説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画を了承された。）

（５）専修学校の設置計画について

掘削技術専門学校の設置計画について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の１３ページをご覧ください。諮問番号第2124号（29）掘削技術専門学校の設置計画についてご説明いたします。

設立発起人である沼田昭二氏が白糠町に学校法人ジオパーク学園（仮称）を設立し、地熱エネルギーを掘り当てるのに必要な高度な掘削技術に対応するため、掘削技術の基礎についての職業教育を行う専修学校を新たに設置しようとするものとなっております。

沼田氏は、(株)町おこしエネルギーの代表取締役であり、エネルギー特に地熱エネルギー事業を中心に各地域の活性化、雇用促進に繋がる事業を展開しております。

地熱資源開発には、地下数千メートルの断層に局在する地熱資源を掘り当てるために高度な掘削技術が必要でありますが、技術者の高齢化や技術者不足が課題となっております。

そのため、掘削技術者を輩出するための掘削技術教育の充実に資する教育機関として、この度、掘削技術専門学校の設置計画の申請がありました。

設置時期は、令和４年４月予定しており、設置する学校の内容としましては、工業分野の専門課程として、学科名は掘削科、修業年限１年、収容定員８０名、年間授業時数は800時間の専修学校として計画されており、設置基準を満たしております。

具体的な授業内容等として、別紙２の補足資料をご覧ください。

授業目的としては、資料の右側のイメージのような現場での高度な掘削技術に対応するため、掘削技術の基礎を学ぶこととしており、高度な掘削技術とは、深度２千メートル、２００℃を超える高温地層を掘削や

坑内の冷却や耐熱機器、各種センサーの操作技術となっております。

全国の工業高校の卒業生を対象とした掘削作業の基礎、地質概論や岩盤概論などの机上での修得や実際に掘削機械を使用した実習を行い、掘削技術に必要な資格取得などを目指すこととしており、掘削機などのボーリングマシン運転、掘削機組立時等の溶接を行うアーク溶接掘削機などの配置、設置に要する移動式クレーン運転等全２０項目の取得等を目指すこととしております。

１年間の実習等による授業を修了し、卒業後の主な就職先としては、地熱開発を行う会社等への就職等を想定しております。

以上の授業内容で掘削技術に関する教育機関を設立し、経験豊富な技術者から若い世代への掘削技術教育を実施することとされており、資料に記載しております教員数、校地、校舎面積など、申請された計画書を審査の結果、設置基準は全て満たしております。

また、今回の計画が了承された場合、１年後を目処に認可申請をする予定とされています。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

【質疑応答】

○議　長　　ただ今の事務局の説明に対して、ご質問やご意見等ございますか。

○委員A　　校舎について既存の建物を使用するのでしょうか。また校地面積が小さいですが、教室等の設備は、学生がしっかりと学べる環境になっているのでしょうか。

○事務局　　校舎については、これから工事し、新築として建設する予定です。面積につきましては、面積基準がありますので、基準を満たしているか現地調査をし、確認することとしております。

○委員A　　座学については、多少の面積があれば、可能かと思いますが、別紙にあるような重機を使った規模の大きいものについては学校の敷地で行うのは可能なのでしょうか。

○事務局　　校舎の隣にある広大な土地で重機を扱った実習を行うとのことです。

○議　長　　別紙の写真については現場という認識でよろしかったですか。

○事務局　　校地予定地ではなく、実際の掘削工事現場のイメージ写真となっております。

○委員B　　掘削の専門学校というのは、北海道だけなのでしょうか。

○事務局　　掘削に関する専門学校というのは全国初というふうに聞いております。

○委員C　　企業のお手伝いのようになってしまうのだけはあってはいけないと思うのですが、本学校において、学習としてきちんと成立するものなのでしょうか。

○事務局　　校地での実習であり、会社が行う実習ではありませんのでお手伝いのようにはならないかと思います。

（他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画を了承された。）

8　閉　会

以上をもって、令和元年度第３回北海道私立学校審議会を終了した。